

年金制度等の改正が行われます

令和元年に実施された財政検証の結果を踏まえ、**短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大と高齢期の就労と年金受給の在り方**を柱として年金制度等の改正が行われます。

今回は、制度改正の3つのポイントを中心に解説します。

1 共済組合の短期給付の適用拡大

【令和4年10月】

健康保険（現在は協会けんぽ）の適用対象である国・地方自治体で勤務する非常勤職員を共済組合員とし短期給付等を適用

改正前

被用者保険の適用対象である非常勤職員は、健康保険（協会けんぽ）が適用されている



改正後

被用者保険の適用対象である非常勤職員を**共済組合員**とし、**短期給付・福祉事業を適用**する

2 在職中の年金受給の在り方の見直し

【令和4年4月】

在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年改定

改正前

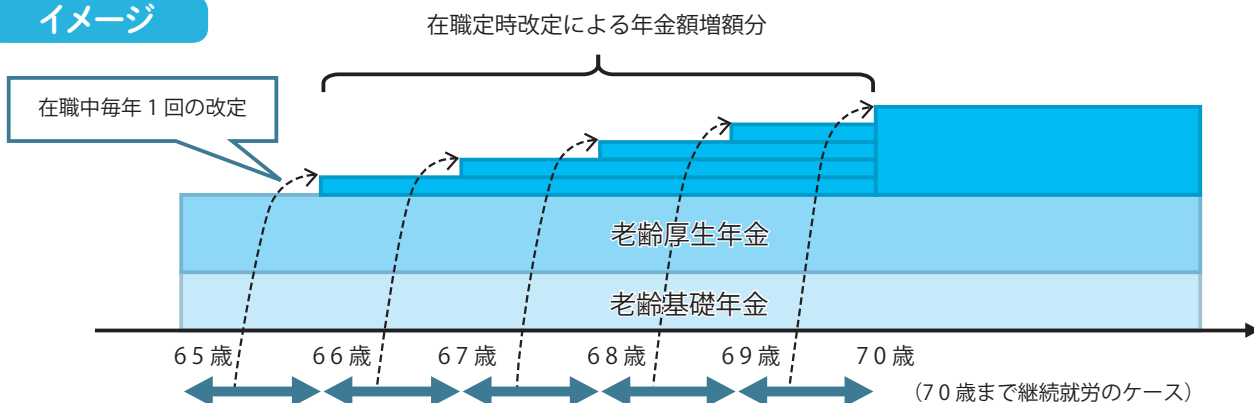
老齢厚生年金の受給権取得後に就労している場合、資格喪失時（退職時または70歳到達時）に老齢厚生年金の額を改定



改正後

資格喪失時の改定に加え、65歳以上の者については、在職中であっても、年金額を**定時（毎年10月分）に改定**

イメージ



CHECK 毎年改定を行うことで、在職中の保険料が早期に年金額に反映されるようになります。

60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金について、支給停止基準額の引上げ

改正前

65歳未満の在職中の支給停止基準額

28万円



改正後

65歳未満の在職中の支給停止基準額

47万円※

※令和2年度額
法令に基づき改定される
場合があります。

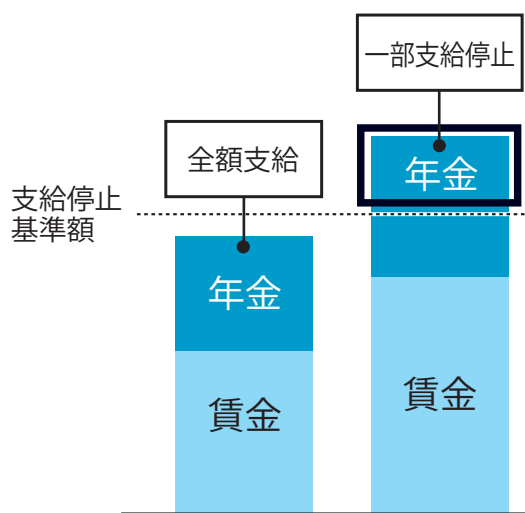
年金の支給停止のしくみ

厚生年金被保険者の賃金と年金の合計額が次の支給停止基準額を超える場合に、超えた部分の1 / 2の額が支給停止となります。

令和4年3月31日まで	
65歳未満	65歳以上
支給停止基準額28万円	支給停止基準額47万円

↓

令和4年4月1日から	
65歳未満	65歳以上
支給停止基準額47万円	



計算例



共済太郎さん (昭和33年10月16日生まれ)

- ・平成31年3月31日退職、平成31年4月1日再就職(厚生年金加入)
- ・令和3年10月15日老齢厚生年金の受給権発生(63歳到達)

令和4年4月

- ・老齢厚生年金…年額120万円 (A) ・標準報酬月額…30万円 (B)
- ・過去1年間の標準賞与額の総額…132万円 (C) ※令和3年6月…70万円、令和3年12月…62万円

▶ 基本月額 $120 \text{万円 (A)} \div 12 = 10 \text{万円}$

▶ 総報酬月額相当額 $30 \text{万円 (B)} + (132 \text{万円 (C)} \div 12) = 41 \text{万円}$

令和4年4月の
停止額は…

$$(10 \text{万円} + 41 \text{万円} - 47 \text{万円}) \times 1 / 2 = \underline{2 \text{万円}}$$

基本月額 総報酬月額
 相当額 支給停止
 基準額

※改正前の停止額は、 $(10 \text{万円} + 41 \text{万円} - 28 \text{万円}) \times 1 / 2 = 115,000 \text{円}$ になります。

3 受給開始時期の選択肢の拡大

【令和4年4月】

現在60歳から70歳までの間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳までの間に拡大

改正前

国民年金・厚生年金

- ・繰上げ受給60歳から
減額率1月当たり ▲0.5%
- ・繰下げ受給70歳まで
増額率1月当たり +0.7%

退職等年金給付

- ・繰上げ受給60歳から
- ・繰下げ受給70歳まで

改正後

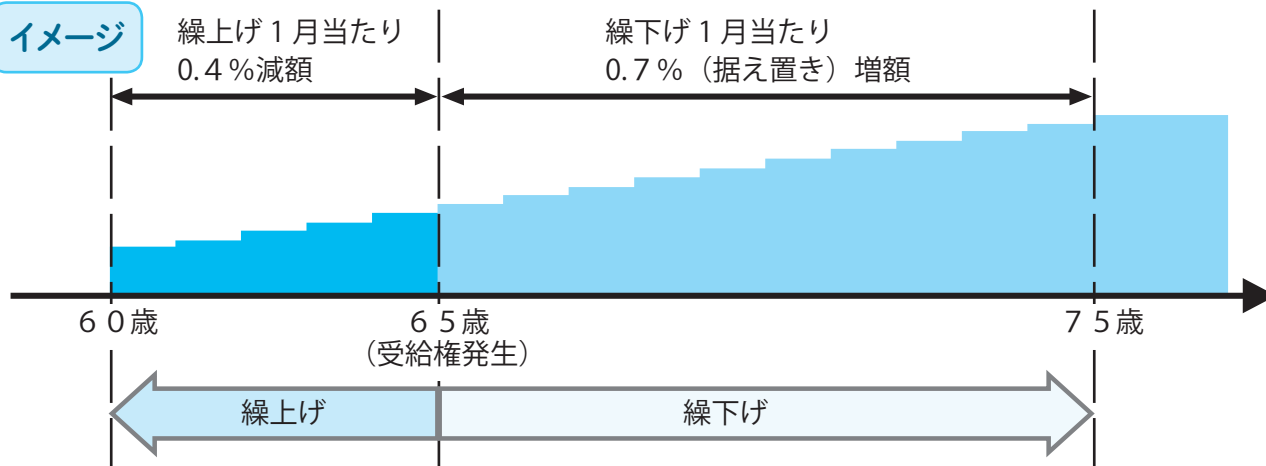
国民年金・厚生年金

- ・繰上げ受給60歳から
減額率1月当たり ▲0.4%
- ・繰下げ受給75歳まで
増額率1月当たり +0.7%

退職等年金給付

- ・繰上げ受給60歳から
- ・繰下げ受給75歳まで

イメージ



CHECK

変更するのは、次の2点です。

- ・繰上げ減額率▲0.5%⇒▲0.4%
- ・繰下げ年齢上限 70歳⇒75歳

計算例



共済花子さん (昭和36年7月8日生まれ)

- ・令和8年7月7日 老齢厚生年金及び老齢基礎年金の受給権発生
- ・老齢厚生年金…年額125万円
- ・老齢基礎年金…年額75万円

通常は65歳から年額200万円(125万円+75万円)を受給する予定ですが…

60歳から繰上げて受給すると

減額率 $0.4\% \times 60 \text{月} = 24\%$

老齢厚生年金

$$125 \text{万円} \times (1 - 0.24) = 95 \text{万円}$$

老齢基礎年金

$$75 \text{万円} \times (1 - 0.24) = 57 \text{万円}$$

合計 95万円 + 57万円 = **152万円**

75歳まで繰下げて受給すると

増額率 $0.7\% \times 120 \text{月} = 84\%$

老齢厚生年金

$$125 \text{万円} \times (1 + 0.84) = 230 \text{万円}$$

老齢基礎年金

$$75 \text{万円} \times (1 + 0.84) = 138 \text{万円}$$

合計 230万円 + 138万円 = **368万円**